

平成30年度事業報告書

自 平成30年4月1日

至 平成31年3月31日

○はじめに

当協会は、平成24年度4月1日、一般社団法人航空貨物運送協会に移行し、航空運送業界を取り巻く環境が厳しい中、事業計画に従い委員会活動を中心に、会員事業者のニーズに沿った多岐に亘る事業活動を積極的に推進した。

平成30事業年度における事業活動の概要は次のとおり。

[1] 会員の動向

正会員数は、平成30年度末で126社となっており、昨年度に比べて2社増となった。

◇会員数の推移

(社)

| 会員種類 | 平成30年 3月31日現在 | 入会 | 退会 | 平成31年 3月31日現在 |
|------|------------------|----|----|------------------|
| 正会員 | 124 | 3 | 1 | 126 |
| 準会員 | 20 | 1 | 2 | 19 |
| 賛助会員 | 13 | 2 | 0 | 15 |

[2] 活動報告

(1) 事業概要

①航空に係る利用運送事業等の健全な発達を図るための調査研究及び指導

○首都圏空港の運用方法等に係る関係機関との協議等の実施

②航空に係る利用運送事業等に関する安全性の向上を図るための調査研究及び指導

○航空輸送の安全性向上への対応

- ・航空貨物危険物講習会の開催（「教育訓練事業の実施」に再掲）
- ・無申告危険物搭載防止キャンペーンの実施

- ・ JAFAB- BIAC 共同研究会の取り組み
 - ・ 危険物講習会の開催(28名)
 - ・ 荷主を対象とした成田空港地区貨物施設見学会の実施(25名)
- 航空保安関係への対応
 - ・ 航空保安制度の充実のための国土交通省との協議の実施
 - ・ 航空保安教育訓練支援機関事業の全国展開の実施
- ③航空に係る利用運送事業等に関する職業教育、研修会、講演会等の実施
 - 教育訓練事業の実施
 - ・ 合計 2,863 名に対する教育訓練の実施
 - ・ IATA ディプロマ試験事前講習会(1,721名)
 - ・ 国際航空貨物基礎講習会(293名)
 - ・ 国内航空貨物基礎講習会(51名)
 - ・ 国内航空貨物危険物講習会(693名)
 - ・ 航空保安教育訓練(105名)
 - IATA ディプロマ認定試験等への対応
 - ・ ディプロマ認定試験の実施
 - ・ 全コース(基礎、危険物):2回、危険物コース:2回
 - ・ 受験者合計:1,273名、合格者合計:925名
 - 会員の事業活動等に関するセミナー等の実施
 - ・ 下請代金支払遅延等防止法に関するセミナー(41名)
 - ・ 商法改正に関するセミナー(78名)
 - ・ 貨物利用運送事業の概要及び現状に関するセミナー(70名)
- ④航空に係る利用運送事業等における通関に関する調査研究
 - 通関業務の改善への取り組み
 - ・ 7次 NACCS プログラム変更に係る NACCS センターへの要望(平成 30 年 10 月)
 - ・ 通関業法改正等に伴う取り組み
- ⑤航空に係る利用運送事業等に関する広報、宣伝、苦情の解決
 - JAFAB ホームページの改訂
 - 広報活動・情報提供の推進
 - ・ JAFAB ニュース(第 107~第 110 号)の発行
 - ・ 合計実績情報の提供
 - 社会悪物品等の密輸防止キャンペーンの実施

⑥航空に係る利用運送事業等に関する国際会議等への出席及び開催

○国際会議等への参加

- ・FAPAA 及び FIATA の会議への出席及び収集情報の会員への提供

⑦航空に係る利用運送事業等に関する関係官庁その他関係機関及び関係諸団体に対する意見の開陳、連絡及び協力

○関係官庁その他関係機関および関係諸団体との意見交換等

- ・関西国際空港における上屋施設等の復旧及び全国主要空港の防災・減災対策推進に係る国土交通大臣等への要望（平成 30 年 9 月）
- ・荷送人の危険物申告義務の履行確保に係る国土交通大臣への要望（平成 31 年 3 月）
- ・総合物流施策大綱及び総合物流施策推進プログラムの実施への対応
- ・BIAC-JAFA 共催 第 21 回賀詞交歓会の開催（平成 31 年 1 月 11 日）

⑧その他本協会の目的を達成するために必要な事業

○一般社団法人の円滑な運営

○費用効果に基づいた円滑・効率的な協会運営の継続・実施

- ・経費節減・事務効率化の検討・実施

○各種規程や運用の見直し

(2) 会合の開催

①総会

2019 年 6 月 11 日（火）、東京、グランドプリンスホテル高輪において平成 30 年度定時総会を、112 会員（委任状提出 39 会員）の出席を得て開催した。

伊藤代表理事・会長の開会挨拶、代表理事・会長が議長となり、議事を進行した。

上程された第 1 号議案から第 3 号議案までの議案について、いずれも満場一致で可決承認された。

第 1 号議案 平成 30 年度収支決算（案）について

第 2 号議案 会費規程の改定（案）について

第 3 号議案 理事の補充選任（案）について

②理事会

通常理事会を 6 回、理事懇談会を 1 回開催した。

理事会においては、定時総会付議事項、事業運営における重要事項について審議し、議決するとともに、業務関連事項について、各種の

報告が行われた。

審議事項

2018年

(5月21日)

- (1) 平成30年度定時総会議案及び報告事項について
- (2) 次期委員会委員の候補会員の選定手続きについて (案)
- (3) 委員会委員の委嘱の同意 (案) について
- (4) 正会員の入会について

(6月12日)

- (1) 会長、副会長、専務理事、常務理事及び代表理事となる副会長の選定

(7月17日)

- (1) 副部長・部会運営会議構成員の選任について (案)
- (2) 次期委員会委員の委嘱の同意について (案)

(9月18日)

- (1) 委員会委員の委嘱の同意 (案) について
- (2) 平成31年JAF A年間スケジュール (案) について
- (3) 準会員の入会 (案) について
- (4) 賛助会員の入会 (案) について
- (5) 密輸防止に関する覚書及びガイドラインの改定について

(11月21日)

- (1) 委員会委員の委嘱の同意 (案) について

2019年

(1月11日)

- (1) 委員会委員の委嘱の同意 (案) について

(3月18日)

- (1) 平成31年度事業計画および予算案について
- (2) 総合部会の組織変更について
- (3) 正会員の入会 (案) について
- (4) 賛助会員の入会 (案) について
- (5) 委員会委員の委嘱の同意 (案) について
- (6) 就業規則の改正について

報告事項

2018年

(5月21日)

- (1) ディプロマ試験に係る講師業務委託に関する契約の改定等について
- (2) IATA-FIATA 航空貨物プログラム (IFACP) に関する現在の状況について
- (3) 正会員の退会について
- (4) 準会員の退会について

(7月17日)

- (1) 改正商法の公布について
- (2) 財務省関税局よりの密輸防止に関する覚書及びガイドラインの改定の申し入れについて
- (3) 特定貨物確認書上の荷主の判別について
- (4) 脆弱梱包対策パンフレットの作成について
- (5) 賛助会員について

(9月18日)

- (1) 委員会正副委員長の選任状況について
- (2) 平成30年度上半期教育訓練開催実績について
- (3) 平成31年度 航空物流関係予算概算要求について
- (4) 空港グランドハンドリング業務等への外国人材受け入れ拡充について

(11月21日)

- (1) 理事の退任について
- (2) 商法改正に関わるセミナーの開催について
- (3) 9月実施ディプロマ試験の結果について
- (4) 2018年 FIATA 世界会議出席報告
- (5) 第20回社会悪物品等の密輸防止キャンペーンの実施について
- (6) 関西空港の被災に関わる報告

2019年

(1月11日)

- (1) 理事の辞任について

- (2) 航空貨物政策に関する意見交換会について
- (3) 出入国管理及び難民認定法の一部改正等について
- (4) 航空物流関係平成31年度予算について

(3月18日)

- (1) 準会員の退会について
- (2) 正会員の社名変更について
- (3) IATA ディプロマプレミアサークルメンバーについて
- (4) 国際宅配便部会と国際部会の統合について
- (5) ディプロマ教育内容、講師料、受講料の見直しについて
- (6) 貨物自動車運送事業法の一部改正について
- (7) 荷送人の危険物申告義務の履行確保に関する要望書の国土交通大臣へ提出について

③正副会長会報告

平成30年度は、当協会組織規程第4条に定める正副会長会で検討すべき重要事項がなかったため、開催していない。

④各部会委員会の開催

当協会の事業活動の中心となる各部会委員会を開催し、事業計画に基づき、各委員会の所掌事項に関する活動が積極的に行われた。

〈総合部会における委員会活動〉

1. 政策委員会

- (1) 商法改正に関するセミナーを開催し、78名が参加した。
- (2) 国土交通省総合政策局国際物流課の菊池企画調整官を迎え、貨物利用運送事業の概要及び現状についてセミナーを開催し、70名が参加した。
- (3) 総務委員会を政策委員会へ併合する事が理事会で承認された。

2. 総務委員会

- (1) 平成29年度事業報告、決算報告並びに公的目的支出計画を承認した。

3. 保安委員会

- (1) 航空保安教育支援機関として講習を実施した。
上期／東京・大阪・成田、下期／東京・名古屋・成田で実施し、合計106名が受講した。
- (2) 航空局による認定航空保安教育訓練支援機関に対する監査が実施され、指摘事項は無かった。

(3) 爆発物検査装置の費用補助に係り、買替需要調査を実施した。

4. 空港対策委員会

(1) BCP としての航空貨物の非常時対策について、TIACT とミーティングを行った。

5. 広報委員会

(1) J A F A ニュース 第 107 号から第 110 号までを発行した。

(2) ホームページ改訂について討議した。

(3) プレス懇談会。懇親会を開催した。

6. J A F A - B I A C 共同研究会

(1) 平成 30 年 10 月、成田空港地区における貨物施設見学会を実施し、抽選による選考により荷主 25 名が参加した。

(2) J A F A - B I A C 共催 第 22 回賀詞交歓会を開催し、287 名 (B I A C 116 名、J A F A 159 名、プレス 12 名) が参加した。

(3) 危険物パンフレットの刷新について協議した。

〈国際部会における活動〉

1. 国際部会

(1) 社会悪物品等密輸防止キャンペーン

① 例年通り、10 月を社会悪物品等密輸防止キャンペーン月間とし、国際部会、通関部会と合同で社会悪物品の密輸防止を徹底するための掲示物等を国際部会および国際宅配便部会の会員に配布し、意識啓発を図った。

② 10 月 30 日に 3 部会合同部会を開催し、次年度以降のキャンペーン時の活動内容の検討を行った。

2. 国際業務委員会

(1) J A F A モデル約款の見直し

① 商法改正に伴い、J A F A が作成したモデル約款の見直しを行なった。改正が直接モデル約款の内容に影響を及ぼす点は見受けられないため、4 月 1 日の改正に合わせての約款改定は行なわなかったが、実態と照らし合わせて改定が必要な点が無いか、引き続き 2019 年度に於いても検討を続ける。

(2) e-AWB の推進

① B I A C からの要請に基づきデジタル化の推進についての会合を持ち、

どの様に e-AWB の比率を高めるかについて意見交換を行なった。

3. 国際交流委員会

(1) 国際会議への出席

- ・ FAPAA Executive Council Meeting & Annual General Meeting
タイ／バンコク（平成 30 年 8 月開催、2 名）
- ・ FIATA World Congress
インド／ニューデリー（平成 30 年 9 月開催、2 名）
- ・ FIATA Headquarters Session
スイス／チューリッヒ（平成 31 年 3 月開催、2 名）

4. 国際教育委員会（国際宅配便部会と合同）

(1) 2019 年 IATA プレミア・サークル・アワードを受賞

(2) ディプロマ認定試験実施状況

| | 受験者数 | 合格者数 | 合格率 |
|------------------------|-------|-------|-------|
| 基礎コース（9、3 月） | 750 名 | 589 名 | 78.5% |
| 危険物（M2）コース（6、9、12、3 月） | 450 名 | 267 名 | 59.3% |
| 危険物（MR）コース（6、9、12、3 月） | 73 名 | 69 名 | 94.5% |

(3) 国際航空貨物基礎講習会

平成 30 年 5 月 Jafa セミナールームにて 4 日間開催、293 名が受講した。

〈国内部会における活動報告〉

1. 国内業務・教育委員会

(1) 「安全」・「教育」への取組み

① 国内航空貨物基礎講習会の開催

⇒ 平成 30 年 5 月、東京（2 日間開催）、受講者計 51 名
グループ討議や事例研究を組み入れた研修を行う。

② 国内航空貨物危険物講習会の開催

⇒ 平成 30 年 6 月全国 6 か所（札幌、仙台、東京 2 回、名古屋、
福岡、沖縄）、11 月 1 か所（大阪）受講者計 638 名

- ・ 無申告危険物の撲滅に向けて、過去の発見事例に基づく取組み
や、危険物規則について各委員とインストラクターによる講義
を実施

③ 国内航空貨物危険物講習会の開催

- ⇒ 平成 31 年 1 月、東京、受講者計 55 名
 - ・ 国土交通省航空局担当官と航空会社より講師に招き、危険物規則の改正や航空危険物搭載防止について講義を実施
- ④ 無申告危険物搭載防止キャンペーンの実施
 - ⇒ 平成 30 年 11 月、平成 31 年 3 月、航空会社 2 社（JAL・ANA）との共催にて、無申告危険物搭載防止キャンペーンを実施
- ⑤ 平成 30 年 11 月に無申告危険物搭載防止のポスター 2 種を刷新して荷主向け、会員向けの啓蒙活動を推進

〈国際宅配便部会における活動報告〉

1. 部会活動（国際部会、通関部会との合同）

（1）社会悪物品等密輸防止キャンペーン

- ① 例年通り、10 月を社会悪物品等密輸防止キャンペーン月間とし、国際部会、通関部会と合同で社会悪物品の密輸防止を徹底するため啓発を図った。
- ② 10 月 30 日に 3 部会合同部会を開催し、次年度以降のキャンペーン時の活動内容の検討を行った。

2. 国際宅配便業務委員会

（1）国際航空貨物基礎講習会

5 月開催の国際航空貨物基礎講習会に於ける「国際宅配便について」の枠に対して委員から選出された 3 名が講師役を務めた。

（2）委員会開催

委員会活動活性化のため委員会を定例化し、以下の課題等を取り上げた。

- ① 関業務委員会・情報委員会の合同委員会に正副委員長が同席し通関士の在宅業務に関する情報提供等の協力を求めた。
- ② 航空貨物に係る事前報告制度の拡充に関連して国際エクスプレ貨物への影響の有無を検証した。
- ③ 際エクスプレスに於いては貨物に保険を掛けない荷主が多いことから、付保の重要性を認識してもらうための方策について検討していくこととした。
- ④ Jafa 国際宅配便モデル約款のいくつかの条文の解釈について、副委員長と事務局で Jafa 顧問弁護士を訪問し相談した。
- ⑤ 専務理事より、国際宅配便部会と国際部会を統合する案について説明を受けた。
- ⑥ 専務理事より、IATA-FIATA 航空貨物プログラムの概要説明を受け

た。

3. 国際教育委員会（国際部会との合同）

(1) 2019年 IATA プレミア・サークル・アワードを受賞

(2) ディプロマ認定試験実施状況

| | 受験者数 | 合格者数 | 合格率 |
|-----------------------|------|------|-------|
| 基礎コース（9、3月） | 750名 | 589名 | 78.5% |
| 危険物（M2）コース（6、9、12、3月） | 450名 | 267名 | 59.3% |
| 危険物（MR）コース（6、9、12、3月） | 73名 | 69名 | 94.5% |

(3) 国際航空貨物基礎講習会

平成30年5月 Jafa セミナールームにて4日間開催、293名が受講した。

〈通関部会における活動報告〉

1. 通関業務委員会

(1) 国際航空貨物基礎講習会の実施

国際航空貨物基礎講習会へ派遣する講師を選出し、実施した。（平成30年5月）

(2) 申告官署の自由化、通関業法改正等の通関関係制度の運用に関する情報収集・協議と提言を行う。

- ・ TPP11、日EU・EPA 原産地規則について自己申告制度利用の一部改正について意見交換を行った。本規則に関して税関への問い合わせ・相談が混雑しており、対応に至るまで時間を要している旨の報告がされた。

・ 航空貨物に係る事前報告制度の意見交換の実施

財務省関税局より「航空貨物に係る事前報告制度」の拡充概要の説明を受け、質疑応答を行った。骨子は以下の通り。

- ① マスターAWB情報に報告項目として荷送人、荷受人等を必須項目として追加。
- ② ハウスマニフェスト情報を報告対象として新たに追加。

(3) 密輸防止キャンペーンの取組み

例年実施している密輸防止キャンペーンの新たな取組みについて協議を行った。

税関へ協力要請を行い、10月のキャンペーン期間中、密輸防止に関する説明会の実施を税関主導で行うことが決定した。(開催日時：10月9日(水))

(4) 羽田空港の円滑な運営のための調査、検証及び関係機関との連携・協議を進める。

特定便の輸入貨物突合遅れにより通関、貨物引取り遅延により過去、羽田空港上屋を訪問し、一定の改善が見られたが、その後の貨物の突合状況の検証を行った。

(平成30年2月、8月末～9月初旬の突合データを取得)

検証結果により、引き続き、改善状況は維持されていることを確認した。

2. 情報委員会(通関業務委員会と合同開催)

(1) 2020年度・NACCSプログラム変更要望の提出

第7次NACCSプログラム変更について要望書をNACCSセンターへ提出した。特に強い要望であった「データ履歴情報が更新された場合のデータ変更の自動配信」要望については、単年度ではなく、中年度更改または第7次の中で継続・検討していく事を確認した。要望18件中、実施案件1件、検討案件2件

(要望提出：平成30年10月)

[3] 法人の状況に関する重要な事項について

法人法施行規則第34条第2項第1号に対応する事項については、上記に記載されているため、内容を省略している。

[4] 業務の適正を確保するための整備について

① 理事は、理事会を構成し、法令及び定款並びに総会の議決を遵守し、忠実に職務を適正に執行した。代表理事・会長は、本協会を代表して業務を総理し、副会長及び専務理事は会長を補佐した。(定款14条)

② 理事会は全ての理事をもって構成し、理事会の議長は、代表理事・会長がこれに当たった。(定款31条、35条)

③ 理事会の議事録は、法令の定めるところにより作成し、出席した代表理事及び監事が記名押印した。議事録は、法令の定める所により、主たる事務所に備え置いた。(定款39条)

- ④監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成した。また、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、業務及び財産の状況を調査した。(定款 15 条)

- ⑤監事は、理事会に出席し、必要に応じて意見を述べた。(定款 15 条)

- ⑥代表理事・会長は本協会の事業計画及び予算に係る書類を作成し、理事会の承認を得て、総会において報告した。また本協会の事業報告及び決算に係る書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を得て、総会において、決算については承認を得て、事業報告については報告をした。(定款 48 条、50 条)

- ⑦本協会の事務については、事務局において、適切な事務処理を実施した。(定款 42 条)

- ⑧その他特筆すべき項目はない。